

令和3年度 東京大学先端科学技術研究センター共同研究創出支援事業 新技術・新製品開発事業化可能性調査事業の募集について

公益財団法人石川県産業創出支援機構

1 補助対象となる事業

下記の事業に対して、東京大学先端科学技術研究センター（以下：「先端研」）及び公益財団法人石川県産業創出支援機構（以下：「I S I C O」）からの補助金の交付等により支援を行います。ただし、本補助金の交付等を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

先端研に所属する教員（以下：「先端研教員」）及び石川県内企業（以下：「企業」）等からなる連携体が実施する、先端研の技術シーズを活用した新技術・新製品等の研究開発において必要となる調査（実用化可能性調査、技術課題解決のための調査、市場調査等）（以下：「本調査」）。

2 補助対象者

以下の（１）及び（２）等からなる連携体（※１）

（１）先端研教員

次に掲げる項目の全てに該当する者

- ① 国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターに在職している教授、准教授、講師、助教（特任教員※２、客員教員※３の者を除く。）。もしくは、特任教員又は客員教員のうち、雇用条件等で本調査を行うことが職務の一環として認められる者。
- ② 上記「１対象事業」を提案する「連携体（※１）」の代表者であること。

（２）企業

次に掲げる項目の全てに該当する者

- ① 石川県内に事業所を有する企業(※４)
- ② 上記「１対象事業」を提案する「連携体(※１)」の代表者であること。

※１「連携体」の定義

次に掲げる各項目の全てに該当する者とします。

- ・先端研教員及び企業を含む２者以上で構成される連携であること。
- ・新製品、新技術、新サービスの開発を目的とした連携であること。
- ・基本的に本調査に関して相互補完的な関係とし、連携体内での役割分担が明確であり、その内容について合意済であること。

注) 建物の建設等を目的とした共同企業体、製品の販売のみを目的とした商社・代理店等との関係、随時発生する物品等の購入先との関係は、「連携」とはみなしません。

※2 「特任教員」の定義

次に掲げる役職のいずれかに該当する者とします。

- ・特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教

※3 「客員教員」の定義

次に掲げる役職のいずれかに該当する者とします。

- ・客員教授、客員准教授

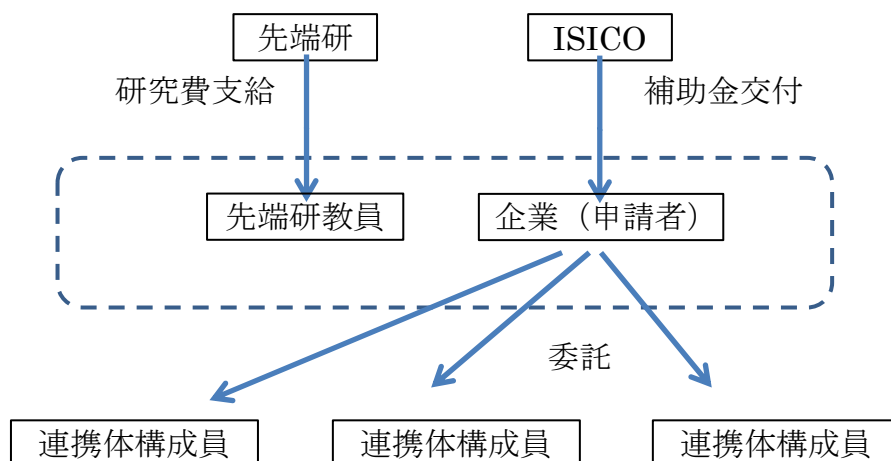
※4 「石川県内に事業所を有する企業」の定義

次に掲げる各項目のいずれかに該当する者とします。

- ・石川県内に本社のある企業
- ・石川県内に事業本部又はそれに類する組織を持つ企業（本調査結果の事業展開が当該組織で行われる場合に限る。）
- ・石川県内に開発部門を有する企業（本調査が当該開発部門で主体的に行われ、かつ本調査結果が本県の産業政策上有効と認められるもの。）

【補助金の交付先について】

- ① 先端研教員が分担する本調査に係る経費は、先端研が負担します。
- ② 企業が分担する本調査に係る経費は、I S I C Oから、企業に対して補助金として交付します。（他の連携体構成員は、基本的に企業からの委託により共同開発を実施することとなります。）



3 補助対象期間・補助率・補助限度額

補助対象期間	交付決定日（令和３年９月予定）から 最長で年度内（令和４年３月末）まで
--------	--

【補助率と補助限度額について】

（１）通常の場合

	対象経費総額（例）	補助率	補助限度額
①先端研	約 330 千円	10 / 10	約 330 千円
②企業	約 670 千円	10 / 10	約 670 千円
合 計	—	—	<u>1,000 千円以内</u>

①「先端研教員が本研究開発に要する経費」と②「企業が本研究開発に要する経費」の合計が1,000 千円以内。ただし、①と②の補助金額の比率が概ね、1：2であること。

（２）本調査の結果を踏まえて、国等の研究開発助成事業に申請を予定している場合

	対象経費総額（例）	補助率	補助限度額
①先端研	約 660 千円	10 / 10	約 660 千円
②企業	約 1,340 千円	10 / 10	約 1,340 千円
合 計	—	—	<u>2,000 千円以内</u>

①「先端研教員が本研究開発に要する経費」と②「企業が本研究開発に要する経費」の合計が2,000 千円以内。ただし、①と②の補助金額の比率が概ね、1：2であること。

なお、（１）（２）ともに、採択された場合であっても、採択件数や予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費

実施者	項目	内容	備考
【A】 先端研教員	人件費・謝金	本調査に直接従事する者の人件費や本調査の遂行に必要な知識・情報・技術等の提供に対する謝金	先端研が負担
	備品費	本調査の遂行に必要な機械装置等の購入費又はその製作設計に要する直接材料費、加工費	
	旅費	本調査の遂行に必要な資料・情報収集等を行うための旅費	
	材料・消耗品費	本調査の遂行に直接使用する材料、消耗品等の購入に要する費用	
	雑役務費	本調査の遂行に必要な役務費	
	通信運搬費	本調査の遂行に必要な通信運搬費	
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、先端研が特に必要と認める経費	
【B】 企業	材料・消耗品費	本調査の遂行に直接使用する材料、消耗品等の購入に要する費用	I S I C O が補助金交付 ※先端研へ支払う経費は補助対象外
	旅費	本調査の遂行に必要な資料・情報収集等を行うための旅費	
	謝金	外部の者から本調査の遂行に必要な専門知識の提供を受けるために支払う謝礼	
	機器・設備等賃借料	本調査の遂行に必要な機器・設備等の借上に要する費用	
	外注加工・評価分析費	本調査の遂行に必要な試験片の加工、分析・検査等の外注依頼に要する費用	
	委託費	本調査の一部を委託するために必要な費用。大学や公設試験研究機関と共同研究、先行技術調査（特許調査）、市場調査等。 <u>* 企業における補助対象経費総額の50%未満であること</u>	

(2) (【B】 企業の場合) 補助対象外となる経費について

次のいずれかに該当する経費については原則、補助対象経費とはなりません。

- ・交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できない経費

→ 原則、振込による支払済の証拠書類が必要であり、特に相殺、手形決済は不可です。

- ・発注から支払い完了まで補助事業期間内で完結していない費用
- ・販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ・補助対象事業以外の用務が含まれる旅費
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・振込等手数料（代引手数料含む）
- ・公租公課（消費税及び地方消費税額等）
- ・文房具などの事務用品等の消耗品代
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機等の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用など）
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

（３）（【Ｂ】企業の場合）補助対象経費に関する注意事項

- ・（１）の項目に該当する支出の場合でも補助対象経費として認められない場合がありますので、事前にご相談ください。
- ・実績報告時には、以下の表に示す証拠書類を求めます。なお、申請企業から委託を受ける連携体構成員に対しても、申請企業と同等の証拠書類の提出を求めます。

旅 費	「旅費規定等内規」、「出張伺い・出張命令」、「旅費計算書」、「駅すばあと等経路確認ができる書類」、「飛行機利用の場合は領収書及び搭乗券半券」「出張報告書・復命書」、「出張精算書（振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等）」 ※現金手渡しの場合は「総勘定元帳（現金）の写し」	
上 記 以 外 の 支 払 い	「見積書」（原則、税抜単価５０万円以上の場合は２者の見積書、もしくは選定理由書）「発注書」、「納品書」、「請求書」、「支払証明書（振込控又は振込処理済通知書、当座勘定照合表等）」	
そ の 他 特 に 必要となるもの	材料・消耗品費	消耗品使用簿（補助対象期間内に使い切ったことを確認できるもの）

５ 募集期間及び応募方法

（１）募集期間

令和３年５月１１日（火）から令和３年６月３０日（水）午後４時（必着）

※期間中、ISICO もしくは県産業政策課にて、記入方法等に関する個別の相談を承ります（予約制）。募集期間終了直前は混み合いますので、お早めのご相談をおすすめ致します。

※事業計画書の提出は、直接持参または郵便に限ります（FAX、電子メールでの提出はできません）。

※事業計画書の様式は、ISICO のホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.isico.or.jp/site/shinseihin/u-tokyo.html>

(2) 提出物

以下の資料を2部ずつ提出してください。必要書類が揃っていない場合は、審査対象とならない場合があります。

①「事業計画書（別記様式）」

A4 片面・カラー印刷で、必ず別紙 1 ～ 5 ならびに提出書類チェックシートのすべての書類を添付してください。

※事業計画書 1 枚目の「提案者 1 東大先端研」欄については、捺印は不要です。「提案者 2 企業」欄については、代表者印の捺印が必要です。

②「企業（申請者）及び連携体の決算書（直近 2 カ年分）」

貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、製造原価明細、株主資本等変動計算書が必要です。

連携体が大学、公的試験研究機関の場合は、②は不要です。連携体が企業の場合は、②のうち製造原価明細は不要です。個人事業主の方は②に替えて直近 2 カ年分の確定申告書の写しを提出してください。創業間もないため決算書類がない場合は、②に替えて履歴事項全部証明書をご提出ください。

③「経営革新計画の認定書の写し」（任意）

応募申請時に有効な経営革新計画の認定を受けている事業者（申請中を含む）は、加点の対象となる場合があります。

(3) 提出先及び問い合わせ先

相談窓口・提出先	相談	提出
(公財) 石川県産業創出支援機構 プロジェクト推進部 次世代産業支援課 担当：牧野、姫野、高橋 〒920-8203 石川県金沢市鞍月 2 丁目 20 番地 石川県地場産業振興センター新館 2F TEL:076-267-6291 FAX:076-268-1322	窓口（予約 推奨）又は 電話	持参又は 郵送
東京大学先端科学技術研究センター 経営戦略企画室 担当：佐野 〒153-8904 東京都目黒区駒場 4-6-1 14 号館 101 号室 TEL:03-5452-5106 FAX:03-5452-5425	窓口（予約 推奨）又は 電話	

6 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

(1) 審査方法

- ・提案案件は、外部専門家等が審査基準に基づき採点を行い、その結果を踏まえて、先端研及び ISICO が採択案件を決定します。
- ・提案書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。また、審査時にプレゼンテーションをしていただくことがあります。
- ・採択案件の決定後、すべての申請者に対し、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。
- ・審査経過に関する問い合わせには一切応じられません。
- ・なお、採択された場合でも、予算の都合等により申請額よりも減額される場合があります。

(2) 審査基準

研究開発内容 (技術面)	①調査体制の妥当性 本調査を行う十分な体制が整っているか。
	②本調査の目的・目標・必要性 本調査の目的や目標が妥当か、本調査の必要性はあるか。
	③基礎となる技術の優位性 本調査の基礎となる技術に新規性・独創性・革新性があるか。
	④本調査の実施内容・方法の妥当性 実施内容や方法が妥当か。
事業化計画 (事業化面)	事業化計画の妥当性 市場分析、生産・販売体制等、事業化計画が練られているか。

(3) 採択予定件数

3 件程度を予定しています。

(4) 補助金の交付について

- ・採択決定後、当該年度に係る交付申請書を提出いただき、予算について確認した上で、交付決定となり、補助事業に着手することができます。
- ・当該年度 3 月末もしくは事業終了日に、補助対象事業の成果、ならびに支出ごとに発注から支払までの書類を揃えた上で、補助金の実績報告書を提出いただき、精算払となります。

7 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

(1) 事業の実施体制について

事業の実施にあたっては企業と先端研とで共同研究契約を締結する必要があります。

(2) I S I C Oから企業に対する補助対象事業に係るもの

①報告書の提出

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の研究成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

事業の終了後5年間、事業化等の状況について報告書を提出いただきます。

②補助事業の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

③書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

④検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。

⑤収益納付

本事業による事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることがあります。

(3) 先端研が費用を負担した本研究開発に係るもの

①報告書の提出

実績報告書のうち、先端研究員が実施した事業については先端研に報告していただきます。

②その他

国立大学法人東京大学の規程に拠ります。

<スケジュール（予定）>

令和３年９月採択、年度内で事業を実施する場合の「企業」のスケジュール例を示します。

年度	日 付	実 施 内 容
R3 年度	R3. 5. 11～6. 30	【申請企業→ISICO】事業計画書を提出
	R3. 7～8 月	【ISICO】審査
	R3. 9. xx	採択後、①【申請企業→ISICO】交付申請書送付 →②【ISICO→申請企業】交付決定通知送付 ※すべての採択企業の交付申請日、交付決定日は 同一日付となります。採択時にお伝えします。
	事業期間中	【ISICO→申請企業】進捗状況を確認
	R4. 3. 31	③【申請企業→ISICO】実績報告書送付 →④【ISICO→申請企業】補助金額の確定通知送付
	R4. 4 月中	⑤【申請企業→ISICO】精算払請求書送付 →⑥【ISICO】申請企業の指定口座に支払い
R5～ R9 年度	毎年度 1 回程度	【申請者】事業化状況報告